

各都道府県医療勤務環境改善ご担当者様

厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者働き方改革推進室

令和4年度地域医療介護総合確保基金（事業区分6）の追加募集等について

平素より厚生労働行政の推進にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記基金につきましては、各都道府県に対し8月5日付けで内示を行ったところですが、この度、事業区分6（勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業）につきまして、追加募集を行うこととなりましたのでご連絡いたします。

については、事業区分6における主な活用事例を以下にお示しいたしますのでご参考としていただくとともに、既内示分の医療機関の積み増し要望についての留意事項もご確認の上、可能な限り多くの医療機関で活用頂けるよう、追加募集のご案内と併せて管下医療機関への周知をお願いします。

また、各都道府県基金担当者様には、8月9日付けで追加募集依頼をしており、調査票等の提出期限を令和4年10月28日（金）としておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

< 事業区分6の主な活用事例 >

- 勤怠管理システム（タイムカード等）の導入・連携等に係る整備費
- 医師の勤務時間短縮に繋がる ICT 機器の整備費
- 業務効率化や勤務環境改善のためのコンサルタント経費
- 休憩室改修等の環境整備費
- タスク・シフト／シェアにかかる経費
  - ・医師事務作業補助者及び看護補助者（診療報酬の加算とならない範囲）の確保経費
  - ・「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について」（令和3年7月9日医政発第0709第7号厚生労働省医政局長通知）に基づき各職能（診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士）団体が実施する研修受講料等

<留意事項>

8月5日の内示後の事業規模等の変更により、既内示分の事業の積み増しについては、既内示分と追加募集分を合わせて「1床当たり標準単価 133 千円」までを上限とし要望することは可とします。ただし、既内示分時点で「1床当たり 133 千円」の補助基準額の上限に達している医療機関については積み増しを不可とします。

なお、1床当たり標準単価を 266 千円までとする措置は、令和3年度限りのため、今回の積み増しについては該当しない。

<例>

既内示分時点で、1床当たり 100 千円×最大使用病床数で要望申請。

追加募集分では、「1床当たり標準単価 133 千円」の上限に達する、残りの1床当たり 33 千円までが申請可能。

(既内示分で、「1床当たり標準単価 133 千円」で要望申請している場合は、積み増し不可。)

<照会先>

(事業区分6に関すること)

厚生労働省医政局医事課

医師等医療従事者働き方改革推進室

担当者：小川（内線 4415）

代表 03-5253-1111

直通 03-3595-2196

E-mail: hatarakikata1@mhlw.go.jp